



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

- 421 令和元年和歌山県告示第366号(自動車税に係る徴収金の収納の事務の委託)の廃止  
(税務課)..... 1
- 422 個人の事業税、自動車税及び不動産取得税に係る徴収金の収納の事務の委託 ( " )..... 1
- 423 一般競争入札による落札者の決定 (情報政策課)..... 2
- 424 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課)..... 2
- 425 " ( " )..... 3
- 426 " ( " )..... 3
- 427 " ( " )..... 3
- 428 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定  
( " )..... 3
- 429 指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)..... 4
- 430 " ( " )..... 4
- 431 " ( " )..... 4
- 432 公共測量の終了 (技術調査課)..... 5
- 433 道路の区域変更 (道路保全課)..... 5
- 434 " ( " )..... 5
- 435 道路の供用開始 ( " )..... 6
- 436 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)..... 6
- 437 一般競争入札による落札者の決定 (警察本部)..... 6

### ○ 警察本部告示

- 6 一般競争入札による落札者の決定 ..... 7

### ○ 公告

- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)..... 8

### ○ 監査公表

- 監査公表第3号 ..... 8

## 告 示

### 和歌山県告示第421号

令和元年和歌山県告示第366号(自動車税に係る徴収金の収納の事務の委託)は、廃止する。

令和元年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 和歌山県告示第422号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項及び和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第6条第2項の規定に基づき、個人の事業税、自動車税及び不動産取得税に係る徴収金の収納の事務を、令和元年8月5日から次の者に委託した。

令和元年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号
国分グローサーズチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
LINE Pay株式会社	東京都品川区西品川一丁目1番1号

**和歌山県告示第423号**

第二期団体内統合宛名管理システム構築・運用保守委託について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
第二期団体内統合宛名管理システム構築・運用保守委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 落札者を決定した日  
令和元年8月19日
- 落札者の氏名及び住所  
株式会社システム・エージ  
兵庫県伊丹市御願塚三丁目1番18号
- 落札金額  
38,115,000円（うち消費税及び地方消費税の額3,465,000円）
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日  
令和元年7月2日

**和歌山県告示第424号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指

定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和元年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30714013 54	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター 下津	和歌山県海南市下津町 丁字竹ノ下103-1	訪問介護	令和 元.9.1	令和 7.8.31

#### 和歌山県告示第425号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和元年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30718007 79	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター いわで	和歌山県岩出市中迫24 8-1 田中ビル2F西	訪問介護	令和 元.9.1	令和 7.8.31

#### 和歌山県告示第426号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和元年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30722017 12	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター 新万	和歌山県田辺市朝日ヶ 丘19-16 朝日ヶ丘ラ イフ店舗	訪問介護	令和 元.9.1	令和 7.8.31

#### 和歌山県告示第427号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和元年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30724013 61	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター かみとんだ	和歌山県西牟婁郡上富 田町朝来1304-1 F号	訪問介護	令和 元.9.1	令和 7.8.31

#### 和歌山県告示第428号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和元年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30620900 67	株式会社フィール	ひなた訪問看護ステーション	和歌山県御坊市湯川町小松原420番地15 興土ビル4階A号室	訪問看護	令和元.9.1	令和7.8.31
				介護予防訪問看護	令和元.9.1	令和7.8.31

和歌山県告示第429号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和元年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011800 483	ニチイケアセンターいわで	岩出市中迫248-1 田中ビル2F西	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	令和元.9.1

和歌山県告示第430号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和元年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012250 654	ニチイケアセンター新万	田辺市朝日ヶ丘19-16 朝日ヶ丘ライフ店舗	居宅介護	特定なし	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	令和元.9.1
			重度訪問介護	加算対象者以外の者 難病等対象者			

和歌山県告示第431号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和元年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012410 498	ニチイケアセンターかみとんだ	西牟婁郡上富田町朝来1304-1 F号	居宅介護	特定なし	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	令和元.9.1
			重度訪問介護	加算対象者以外の者 難病等対象者			

和歌山県告示第432号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局紀伊山系砂防事務所長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和元年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成30年9月18日から平成31年1月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県新宮市の一部（高田他）

和歌山県告示第433号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 芳養清川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市中芳養字鳥淵3014番1地先から同市中芳養字鳥淵2998番地先まで	旧	7.40 ） 18.40	88.60	
同上	新	12.80 ） 21.80	88.60	

和歌山県告示第434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那智勝浦古座川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字小阪字亥ノ子屋敷2095番3地先から同町大字小阪字亥ノ子屋敷2088番3地先まで	旧	4.00 ） 15.50	180.70	
同上	新	9.90 ） 26.70	180.00	

**和歌山県告示第435号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 那智勝浦古座川線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字小阪字亥ノ子屋敷2095番3地先から同町大字小阪字亥ノ子屋敷2088番3地先まで

供用開始の期日 令和元年9月6日

**和歌山県告示第436号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和元年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

東江原地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱11号と標柱1号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	田辺市		稲成町	東江原	565番1	
2号	〃		〃	〃	567番2	
3号	〃		〃	〃	567番1	
4号	〃		〃	〃	〃	
5号	〃		〃	〃	〃	
6号	〃		〃	〃	562番	
7号	〃		〃	〃	574番1	
8号	〃		〃	〃	565番1地先	道路敷
9号	〃		〃	〃	565番1	
10号	〃		〃	〃	〃	
11号	〃		〃	〃	〃	

**和歌山県告示第437号**

運転者管理業務関係機器等賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年9月6日

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
運転者管理業務関係機器等賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県警察本部警務部会計課  
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日  
令和元年6月27日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社JECC  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額  
112,113,936円(うち消費税及び地方消費税の額10,192,176円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和元年5月14日

### 警察本部告示

#### 和歌山県警察本部告示第6号

標識管理システム導入委託及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年9月6日

和歌山県警察本部長 檜垣重臣

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
標識管理システム導入委託及び賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県警察本部警務部会計課  
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日  
令和元年6月27日
- 4 落札者の氏名及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社関西支店  
大阪府大阪市中央区城見一丁目4番24号
- 5 落札金額  
63,690,000円(うち消費税及び地方消費税の額5,790,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和元年5月14日

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

有田市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称  
有田都市計画下水道（都市下水路）
- 2 縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

監 査 公 表

和歌山県監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和元年7月24日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年9月6日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一  
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
 和歌山県監査委員 堀 龍 雄  
 和歌山県監査委員 中 西 峰 雄

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
和歌山県消防学校	令和元年7月24日
和歌山県立文書館	〃
和歌山県環境衛生研究センター	〃
和歌山県消費生活センター	〃
和歌山県男女共同参画センター	〃
和歌山県動物愛護センター	〃
和歌山県立和歌山産業技術専門学院	〃
和歌山県立図書館	〃
和歌山県立近代美術館	〃
和歌山県立博物館	〃
和歌山県立紀伊風土記の丘	〃
和歌山県立自然博物館	〃
和歌山県立向陽中学校・和歌山県立向陽高等学校	〃
和歌山県立桐蔭中学校・和歌山県立桐蔭高等学校	〃
和歌山県立星林高等学校	〃
和歌山県立和歌山北高等学校	〃
和歌山県立和歌山東高等学校	〃
和歌山県立和歌山高等学校	〃
和歌山県立和歌山工業高等学校	〃
和歌山県立和歌山商業高等学校	〃
和歌山県立海南高等学校	〃
和歌山県立きのくに青雲高等学校	〃
和歌山県立和歌山盲学校	〃
和歌山県立和歌山ろう学校	〃
和歌山県立紀北支援学校	〃
和歌山県立紀伊コスモス支援学校	〃
和歌山県立和歌山さくら支援学校	〃
和歌山県和歌山東警察署	〃
和歌山県和歌山西警察署	〃
和歌山県和歌山北警察署	〃
和歌山県海南警察署	〃



## 2 監査の結果

## (1) 指摘事項

なし

## (2) 注意事項

## ア 和歌山県環境衛生研究センター

(ア) 支出負担行為の決裁において、出納機関に合議されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 委託業務において、業務の一部が完了していない時点で履行確認をしている事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 証紙売りさばき代金の取扱いにおいて、現金を収受した収納員ごとに現金出納簿が作成されていなかったなので、適正に処理されたい。

## イ 和歌山県消費生活センター

随時の資金前渡において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

(ア) 資金前渡口座から支出されていなかった。

(イ) 精算を個人負担により行っていた。

## ウ 和歌山県男女共同参画センター

不用物品の処分において、産業廃棄物として適切に処理されていない事例があったので、適正に処理されたい。

## エ 和歌山県立和歌山産業技術専門学院

(ア) 旅費計算書において、計算誤りにより過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 消防用設備の点検で不良箇所があるにもかかわらず、改善されていなかったなので、適正に処理されたい。

## オ 和歌山県立図書館

支出負担行為の決裁において、出納機関に合議されていない事例があったので、適正に処理されたい。

## カ 和歌山県立博物館

燃料費に係る物品調達台帳について、決裁がなされていなかったなので、適正に処理されたい。

## キ 和歌山県立紀伊風土記の丘

(ア) 支出負担行為の決裁において、出納機関に合議されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) つり銭用資金の保管状況の確認に関する事務について、つり銭を保管する出納員及びその出納員の事務を補助する収納員が行っていたので、適正に処理されたい。

(ウ) 不用物品の処分において、産業廃棄物として適切に処理されていない事例があったので、適正に処理されたい。

## ク 和歌山県立向陽中学校・和歌山県立向陽高等学校

光熱水費（水道料金）の支出において、生徒ホールの使用許可を受けた者と県とが使用実績に応じて各々負担すべき額の算定を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

## ケ 和歌山県立桐蔭中学校・和歌山県立桐蔭高等学校

平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、適正に処理されたい。

## コ 和歌山県立和歌山東高等学校

常時の資金前渡において、前渡資金受払計算書を作成していない事例があったので、適正に処理されたい。

サ 和歌山県立きのくに青雲高等学校

ETCカード使用承認・使用管理簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

(ア) 使用承認を受けていない日に使用していた。

(イ) 使用承認を受けていない高速等利用区間で使用していた。

シ 和歌山県立和歌山ろう学校

超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、命令権者の事前命令がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

ス 和歌山県立和歌山さくら支援学校

超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、命令権者の事前命令及び事後承認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

セ 和歌山県和歌山北警察署

損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

(3) 検討事項

なし

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。